

お申込みの際には必ずこの『ご旅行条件書』をお読みください。●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。 (全社共通・宿泊のみ) 2020.04

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社 阪急交通社[観光庁長官登録旅行業第1847号] (以下「当社」といいます) が、企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

(1)当社または当社の受託営業所に(以下「当社ら」といいます)パンフレットなどに記載した申込金(旅行代金の全額または一部)を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約金のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

3. お申込み条件

(1)12名様以上でお申込みください。ただし、日帰り旅行・夜行バス利用コース及び一部のコースは除きます。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットなどに明示してあります)

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前第8項に記載したものの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。(1)超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合に、

11. 旅行代金の変更

当社は旅行締結後は、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。

12. お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いただく場合がございます。

13. 旅行契約の解除・払い戻し

旅行開始前の解除の場合
①お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨を申し出いただいたときを基準とします。

Table with 2 columns: 旅行契約の解除期日 and 取消料 宿泊/旅行. Rows include ①21日目に当たる日以前の解除 (無料), ②20日目に当たる日以降の解除 (旅行代金の20%), etc.

4. 旅行契約書と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、お客様からの旅行お申し込み後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。既にお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。

5. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。それ以降のお申込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は、おとな旅行代金、満6歳以上12歳未満の方は、子供旅行代金となります。

7. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告または「パンフレットなど」に記載した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。

\* 貸切船舶の利用またはLCCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃、および個人旅行包括運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しの取消料規定(パンフレットなどに明記する)を含みます。

②お客様は、次に掲げる場合において、第13項(1)の①の規定に係らず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

## 14. 当社による旅行契約の解除

### (1) 旅行開始前の場合

- お客様が第3項(1)に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することができますが、この場合、第13項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の各a)~h)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することができます。
  - お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - お客様が第3項(9)の①~③の何れかに該当することが判明した時
  - お客様の数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
  - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は、本項(1)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

### (2) 旅行開始後の場合

- 旅行開始後であっても、当社は、次の掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
  - お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等や、これらの者または同行するほかの旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - お客様が第3項(9)の①~③の何れかに該当することが判明した時
  - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

### ② 解除の効果および払い戻し

- 当社が本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。
- 当社は、本項(2)の①a)~d)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 15. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、第11項(1)、(2)、(4)の規定により旅行代金を減額した場合、または第13項および第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

## 16. 旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められたときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- 本項(1)の措置を講じたにも関わらず、旅行契約を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

## 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員等

- 添乗員の同行の有無は、パンフレットなどに明示します。
- 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 添乗員の業務は、原則として、8時から20時までとします。
- 添乗員が同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡ししますで、ご旅行の手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 現地添乗員が同行しない区間において、悪天候によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。
- 一部のコースにおいては、パスガイドとして乗務経験が豊富で、旅程管理業務を行う主任者(添乗員)の資格を有したスタッフが添乗員兼パスガイドとして同行する場合があります。

## 19. 当社の責任および免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- 本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次に明示するよう当社または当社の手配代行者が管理できない事由により、損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または、当社の手配代行者の故意または、過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令、伝染病による隔離、または、これらによって生じる旅行日程の変更、中止
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、または、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
  - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はおひとり様あたり最高15万円まで(当社に故意または重過失がある場合を除く)とします。

## 20. 特別補償

- 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業務約款「特別補償規定」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円~5万円のいずれかの高い方の金額、携行品に対する損害につきましてもは損害賠償金(15万円を限度)(ただし、1個または1対1のときの補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品、化粧品、食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体にかかれた原稿等の補償はしません。
- ※事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等は一切適用されません。
- お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まない場

合の自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージング、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロクラフト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの、および地震、噴火または津波、そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 21. お客様の責任

- お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットなどに記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、パンフレットなどに記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等何れかにその旨を申し出なければなりません。

## 22. オプションツアー

- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます)のうち、当社が企画・実施するオプションツアーに対する第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- 当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

- 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①~③を除き、旅行代金に下表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部、または、一部として支払います。
    - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーキッキング)が発生したときによる変更の場合は、変更補償金を支払います。
  - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、工、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
  - キ、運送、不通、運送スケジュールの変更等確別の運行計画によるない運送サービスの提供
  - キ、旅行参加者の生命、または、身体的安全確保のために必要な措置
  - 第13項および第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
  - ③パンフレットなどに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- ②本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットなどに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットなどに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットなどに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のものを上回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④パンフレットなどに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットなどに記載した本邦内での旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットなどに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更(海外旅行のみ)	1.0%	2.0%
⑦パンフレットなどに記載した宿泊機関の種類または名称の変更(変更後の宿泊機関の等級がパンフレットなどに記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
⑧パンフレットなどに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①~⑧に掲げる変更のうちパンフレットなどのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：最終旅行日程表が交付された場合には「パンフレットなど」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、パンフレットなどに記載の内容と最終旅行日程表の内容との間では最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの变更项目として取り扱います。

注2：第③号または第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3：第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4：第④号または第⑦号もしくは第⑧号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

注5：第⑦号の宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリストもしくは当社ホームページで閲覧できるときに適用します。

注6：第⑨号に掲げる変更については、第①号~第⑧号の率を適用せず、第⑨号の料率を適用します。

注7：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

- 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。
- 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定にかかわらず当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

## 24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

## 25. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

## 26. 個人情報の取り扱いについて

当社の個人情報保護方針及び個人情報の取扱いにつき同意をいただいたうえで、お申込みください。なお、お客様の個人情報については、お客様との連絡に利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続に必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。また、お客様の書をご案内するために利用させていただきます。団体・グループを構成する旅行者の代表(契約責任者)のお客様は、個人情報の第三者提供が行われることについて、構成者(同行者)本人の同意を得るものとします。当社の個人情報保護方針及び個人情報の取扱いについてをご参照下さい。

## 27. その他

- お客様が個人的な案内、買い物等添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。
- 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第19項(1)並びに第23項(1)の責任を負いません。
- この条件書に定めのない事項は当社旅行業務約款(募集型企画旅行契約の部)によりまします。当社旅行業務約款ご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業務約款は、当社ホームページ(<http://www.hankyu-travel.com/>)からもご覧いただけます。